

那霸(R7)1号建物他火災報知受信盤取替

件名	那霸(R7)1号建物他火災報知受信盤取替					図面番号	1/3
図名	表紙					作成年月日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画係長	施設管理主任	工事企画係	作成者
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科						

仕 様 書

1 件 名：那覇(R7)1号建物他火災報知受信装置取替

2 場 所：沖縄県那覇市鏡水679 陸上自衛隊那覇駐屯地

3 概 要：

- (1) 1号建物火災報知設備受信機取替 1面
- (2) 103号建物火災報知設備受信機取替 1面

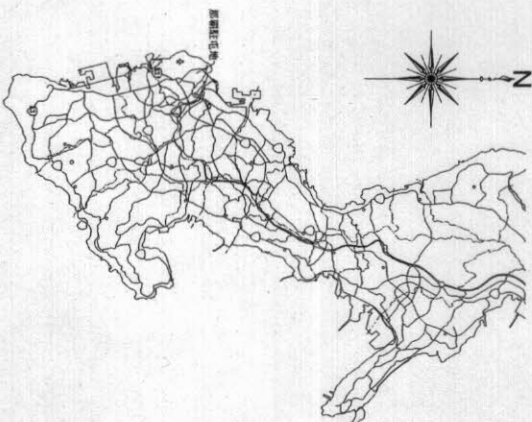
4 履行期間：契約締結日 ～ 令和8年1月30日

5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「那覇(R7)1号建物他火災報知受信装置取替」に適用する。
- (2) 本仕様書に記載無き事項及び用語の定義については、以下によるものとする。
【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】
・ 公共建築(改修)工事標準仕様書 (電気設備工事編) 最新版
- (3) 作業時期及び実施工程等は、事前に監督官と打合せを実施すること。
- (4) 本作業の写真は着手前・作業中・完成後及び監督官の指示する箇所を撮影し、作業完了後、隠へいとなる部分は、随実な写真管理を実施すること。作業完了後、A4判写真帳に整理して1部監督官へ提出するものとする。提出する写真については鮮明な写真を添付することとする。
- (5) 作業の際、他の箇所に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (6) 本仕様書及び作業に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施すること。
- (7) 作業中は、安全管理に十分留意し、事故等発生した場合は、速やかに監督官に報告するものとする。
- (8) 本仕様に記載無き事項についても、当然作業すべき事項は、受注者の負担で実施する。
- (9) 本作業で使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみ使用する。
- (10) 受注者は、毎日作業終了後に現場の整理整頓及び清掃を実施することとする。
- (11) 受注者は、自衛隊敷地内への立入り及び敷地内での行動については、当該駐屯地の規則及び自衛隊関係者の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立入りを禁止する。やむを得ず作業場所以外への立入りが必要な場合は、監督官等の許可を得るものとする。
- (12) 本敷地内への立入りについては、事前に申請を行い、許可を受けた者のみ入場することができるものとし、申請に必要な書類を速やかに提出するものとする。

6 特記事項

- (1) 本仕様書に記載する数量については、計画数量である為、作業前に計測等を行う。
- (2) 本作業で発生した発生材については、金属屑のみ官側に返納し、監督官の指定した場所に収集運搬する。その際、発生材調書を監督官に一部提出する。
- (3) 作業実施に際して、承認図を監督官に提出するものとし、承認を得るものとする。
- (4) 1号建物既設受信機が火報受信機・排煙受信機に分かれているため、取替後壁等補修が必要な場合受注者の負担において行うものとする。
- (5) 本作業で取替する火災報知受信機取替にあつては8回線以上のため、着手届等事前に所轄消防署へ遅延なく届け出るものとする。また完了後も遅延なく必要書類を所轄消防署へ届け出るものとする。その際受理された書類を速やかに監督官へ提出するものとする。
- (6) 作業完了後、機能試験を実施し異状がないことを確認するものとする。

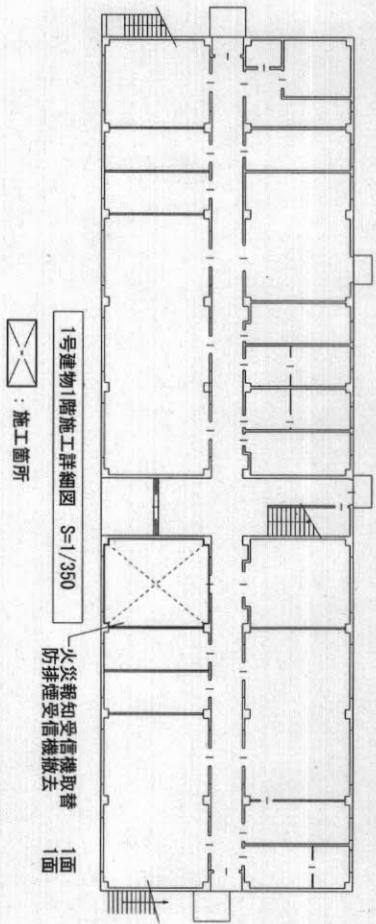


案内図 N.S



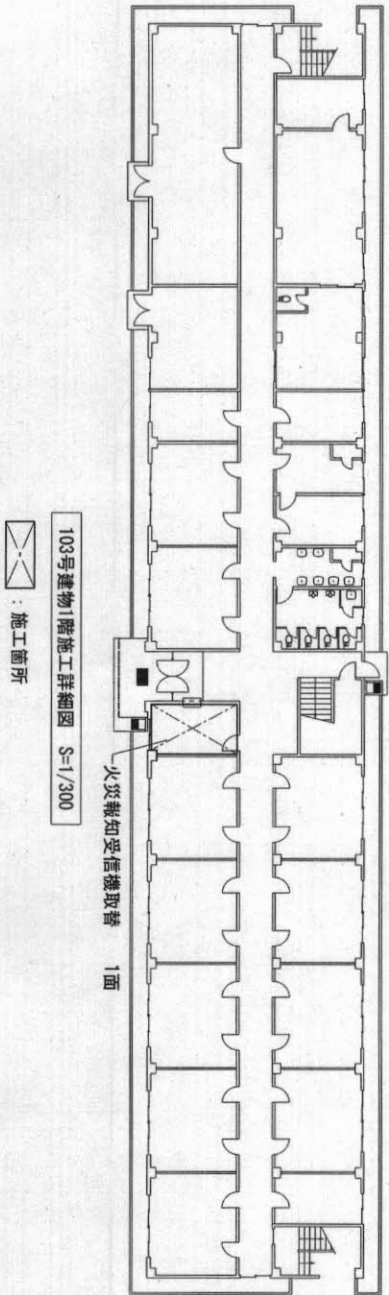
駐屯地配置図 N.S

件名	那覇(R7)1号建物他火災報知受信装置取替	図面番号	2/3
図名	仕様書・案内図・配置図	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		



火災報知受信機諸元表

種別	P型1線火災受信盤 複合盤
回線数	火報5回線・防排煙5回線
形状	10回線 壁掛け露出型
付属品	自動火災報知設備用SPD ・電源回路保護器 1台 ・感知器回路保護器 1台 ・制御用回路保護器 1台 SPD機器格納箱
備考	SPD機器格納箱は受信盤の近くの壁面に設置



火災報知受信機諸元表

種別	P型1線火災受信盤 複合盤
回線数	20回線
形状	壁掛け露出型
付属品	自動火災報知設備用SPD ・電源回路保護器 1台 ・感知器回路保護器 1台 ・制御用回路保護器 1台 SPD機器格納箱
備考	SPD機器格納箱は受信盤の近くの壁面に設置